



2018年5月16日

各位

会社名 株式会社 フジシールインターナショナル
 代表者名 代表執行役社長 岡崎成子
 (コード番号 7864 東証第一部)
 問合せ先 フジシールインターナショナル本部
 マネージャー 菊池淳美
 (TEL 06-6350-3278)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2018年6月22日開催予定の当社第60期定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 提案の理由

- (1) 当社グループは、昨年、創業120周年を迎えました。新たな中期経営計画(2021年3月期を最終年度とする3ヶ年計画)において、次の60年の成長に向けた基礎作りを進め、ビジネスを更に発展させてまいります。今般、現行定款第2条の変更を行う目的は、当社グループのコア事業への集中とともに、将来に向けた事業展開の拡大および事業内容の多角化を可能とすることにあります。
- (2) 株主総会を柔軟かつ円滑に実施、運営するために、執行役のみならず、取締役も議長となることができるよう、現行定款第13条に文言を追加するものであります。
- (3) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)に伴い、現行定款第23条の表現を変更するものであります。なお、本件につきましては、監査委員全員の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 <u>(1) 次の事業を営む会社およびこれに相当する事業を営む外国会社の株式を所有することによるその会社の事業活動の管理および支援</u> <u>① 醸造用資材の製造ならびに販売</u> <u>② ラベル・シール・キャップシールの印刷製造、販売</u> <u>③ 各種包装資材の製造、加工請負ならびに販売</u> <u>④ 包装用機械およびその付属品の製造、販売</u> <u>⑤ 包装用機械のレンタルおよびリース</u> <u>⑥ 印刷機材の製造、販売</u> <u>⑦ 食料品・化粧品・医薬品・日用雑貨品等の充填包装およびこれらの販売</u> <u>⑧ 宣伝の情報媒体の企画、制作、販売ならびにノベルティ商品の企画、開発</u> <u>⑨ 貨物運送取扱事業および倉庫業</u> <u>⑩ 損害保険代理業、生命保険募集および旅行業</u> <u>⑪ 不動産の賃貸・管理・保有</u> <u>⑫ 高級多色刷シール印刷</u> <u>⑬ ラベル・キャップシールの包装加工ならびに販売</u> <u>⑭ 薬事法に基づく医薬品・医薬部外品・医療用具・化粧品</u> <u>⑮ 各種機械器具の自動制御装置の製造、販売</u>	(目的) 第2条 当社は、次の各号に掲げる事業を営む会社(外国会社を含む。)、組合(外国における組合に相当するものを含む。)その他これらに準ずる事業体の株式または持分を所有することにより当該会社等の事業活動を支配、管理および支援することを目的とする。 <u>① ラベル、シール等の印刷、製造および販売</u> <u>② 各種包装資材の製造および販売</u> <u>③ 軟包材、ソフトパウチ等のフレキシブル容器ならびにプラスチック製容器の製造および販売</u> <u>④ 食料品、化粧品、医薬品、日用雑貨品等の充填包装および包装加工ならびにこれらの販売</u> <u>⑤ 包装用機械、その付属品の製造および販売ならびにレンタルおよびリース</u> <u>⑥ 包装用機械のメンテナンスサービス</u> <u>⑦ 前各号に附帯する事業およびこれに関連する一切の事業</u>

現行定款	変更案
<p>⑯ <u>包装用機械のメンテナンスサービス業務</u></p> <p>⑰ <u>解梱業</u></p> <p>⑱ <u>梱包材料の販売</u></p> <p>⑲ <u>製造・販売に関する管理業務請負</u></p> <p>⑳ <u>一般事務処理、計算の受託</u></p> <p>㉑ <u>製造・梱包・検査・出荷に関する作業請負</u></p> <p>㉒ <u>労働者派遣事業</u></p> <p>㉓ <u>求人・採用・求職に関するコンサルティング事業</u></p> <p>㉔ <u>研修会・講演会の企画、立案、実施運営事業</u></p> <p>㉕ <u>プラスチック製容器の製造および販売</u></p> <p>㉖ <u>ソフトパウチ容器の製造および販売</u></p> <p>㉗ <u>印刷ならびに紙製品の製造販売</u></p> <p>㉘ <u>モータープールの経営</u></p> <p>㉙ <u>以上に附帯する事業およびこれに関連する一切の業務</u></p> <p>2. <u>前号に関連する調査、研究開発、コンサルティングならびに知的財産権の取得、管理および実施許諾</u></p> <p>3. <u>不動産の賃貸および管理</u></p> <p>4. <u>金融業</u></p> <p>5. <u>損害保険代理業、自動車損害賠償保障法に基づく自動車損害賠償責任保険代理業および生命保険の募集に関する業務</u></p> <p>6. <u>包装用機械および印刷機材のリース業</u></p> <p>7. <u>前各号に関連する一切の事業</u></p>	<p>2. <u>前項に定めるもののほか、当会社は前項に定める会社等に対する調査、研究開発、人事・経営コンサルティング業務、ブランドイメージの構築および維持ならびに特許権、実用新案権、意匠権、商標権、ノウハウ等の取得、維持、管理、実施許諾および譲渡の業務ならびにこれらに附帯する事業およびこれに関連する一切の事業を営むことを目的とする。</u></p> <p>3. <u>前2項に定めるもののほか、当会社は第1項に定める事業またはこれに類する事業を行うものへの投資、有価証券の売買、金銭の貸付および資金調達ならびにこれらの代行業務を営むことを目的とする。</u></p> <p>4. <u>当会社は前各項に附帯する事業およびこれに関連する一切の事業を営むことを目的とする。</u></p>
<p>(招集権者および議長)</p> <p>第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき取締役会において指名する取締役が招集する。この取締役に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役が招集する。</p> <p>2. 株主総会においては、執行役社長が議長となる。執行役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の執行役が議長となる。</p>	<p>(招集権者および議長)</p> <p>第13条 (現行通り)</p> <p>2. 株主総会においては、執行役社長が議長となる。執行役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の執行役または取締役に議長となる。</p>
<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第23条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により取締役会の決議によって、同法第423条第1項の賠償責任について法令で定める要件に該当する場合には、取締役(取締役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>2. 当会社は、<u>社外取締役との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任について法令で定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める額とする。</u></p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第23条 (現行通り)</p> <p>2. 当会社は、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任について法令で定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める額とする。</p>